ひとり親家庭等の医療費について

（令和８年８月１日から）

■　助成対象者　ひとり親家庭等の父または母及び扶養されている２０歳未満の児童
■　医療機関での受給者の負担金

□　ひとり親の父または母（入院の場合のみ対象）

■　町民税課税世帯の方【親課】　１割負担
《入院》　月額上限額　５７，６００円　（多数回該当　４４，４００円★）
１か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
■　町民税非課税の方【親初】初診時一部負担金（医科５８０円、歯科５１０円）

□　扶養されている２０歳未満の児童（入通院対象）

■　町民税課税世帯の方【親課】　１割負担
《通院》　月額上限額　１８，０００円　（年間上限額　１４４，０００円）
《入院》　月額上限額　５７，６００円　（多数回該当　４４，４００円★）
１か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
■　３歳未満及び町民税非課税世帯の方【親初】
初診時一部負担金（医科５８０円、歯科５１０円）

★　過去 12 か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

■　所得制限
北海道では一定額以上の所得がある世帯の方は、助成対象外とする所得制限を導入しておりますが、仁木町は導入しておりません。
■　療養費払いについて
補装具の作成などで、いったん医療費を全額自己負担した場合は、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
■　高校生世代までのお子さんの医療費について
高校生世代までのお子さんが受診した際の一部負担金（初診時負担金や１割負担分）については、「乳幼児等医療費助成制度」によって全額助成されます。

□　その他

国の公費負担制度（自立支援医療、更生医療等）の対象となる場合、そちらの制度が優先されますので、必ず公費の申請を行ってください。

※　ご不明な点がございましたら、福祉課国保医療係（0135-32-2514）までご連絡ください